

アイネス ホットと通信

愛称...アイネス (i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています。

i.....愛情・情報・私
ne...新しさ (= new)
 次の時代 (= next)
s.....消費
s.....参画



No.15
2005.11



「クジラの島の少女」
アイネスフェスタ2005 / 映画上映作品

INDEX

“アイネスフェスタ2005”アイネスにおいてよ! ... 2~3

消費生活のひろば 4~5

男女共同参画のひろば 6~8

発行：大分県消費生活・男女共同参画プラザ



アイネス相談ダイヤル

消費生活相談	097-534-0999
消費生活特別相談	097-534-4034
第2・4土曜日 (13:00~16:00) ... 一般消費生活相談	
第2・4日曜日 (13:00~16:00) ... 多重債務・ヤミ金関連	

食品表示110番	097-536-5000
男女共同参画についての申出	097-534-8477
女性総合相談	097-534-8874
県民相談	097-534-9291

“アイネスフェスタ2005”

1-ness

～ アイネスにおいでよ！ ～

と き 平成17年11月19日(土)～21日(月)

と ころ 大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

平成15年4月にオープンしたアイネスも、この2年間で各種相談窓口へのご相談をはじめ、会議室・研修室のご利用、また講座やイベントへのご参加などで多数の方々にご利用いただき、着実に県民の間に浸透してまいりました。今後もより県民に愛される施設として定着し、さらにご利用いただけるよう、今年も県民参加型イベント“アイネスフェスタ2005”を開催します。消費生活や男女共同参画社会づくりに関する各種イベントや県民の自主的な活動の場を提供する催しなど、盛りだくさんの内容となっています。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

(後援/NHK大分放送局・OAB大分朝日放送・大分合同新聞・OBS大分放送・TOSテレビ大分・FM大分)

講座・イベント

11/19(土)

10:00～11:00	開会アトラクション
11:00～17:30	ワークショップ
11:00～13:00 14:00～16:00	親子一日消費者スクール
11:00～16:00	パソコン教室(2階OA研修室) eラーニング講座、ワードでお絵かき、 年賀状の作成講座
10:00～16:00	フリーマーケット(1階展示情報コーナー) 衣類、雑貨、手づくり小物、産直野菜、 とりめし、まんじゅう等
13:00～16:00	消費生活特別相談(1階相談室) 不動産・住宅関連

開会アトラクション

10:00～11:00 2階大会議室

- ・アトラクション
檜の実少年少女合唱団(津久見市)による合唱
ドレミの歌・私と小鳥と鈴
と・扇子踊り ほか
- ・主催者あいさつ
- ・フェスタ期間中のイベント
紹介



親子一日消費者スクール

～ふっくら・ふわふわ・わたがしづくり～

- 1回目・・・11:00～13:00
- 2回目・・・14:00～16:00

1階講座実験室
「手づくりわたがし機」によるわたがしづくり



ワークショップ 11/19

11:00～13:00 小会議室1 あなたならどうする?～子ども社会のジェンダー問題～ 大分人権教育・啓発ワークショップ研究会
小中高校生のジェンダー問題について、楽しくゲームをしながら一緒に考えましょう!

11:00～13:00 小会議室2 クイズで挑戦 あなたの省エネつうしんぼ!! 大分県生活学校運動推進協議会
クイズに挑戦しながら、家庭内での小さな取組みの積み重ねが省エネの効果を上げることをご学んでいただきます。

12:30～14:30 大会議室(前) 子孫からの預かり物 男女共生グループ『玉手箱』
この地球は私たちのものではない。子孫から預かっているもの。元の姿でお返ししなければ...。環境問題をジェンダーの視点で問いかける。

12:30～14:30 大会議室(後) グラッと来たら!?自分の命は自分で守ろう! NPO法人アシスト・バル・オオイタ
地震。その時冷静に行動するため体で覚えこむ体験型ワークショップ。子育て家庭、高齢者、独り暮らしの方対象。

14:00～16:00 小会議室1 作って活かそう男女共同参画推進条例 ヴイー(男女共生を考える会)
おばあさんは山へ柴刈りに、おじいさんは川へ洗濯へ。桃太郎は男女共同参画推進条例を携えて鬼ヶ島へと旅立つ。

14:00～16:00 小会議室2 飲み水について調べてみましょう 健康を考える会
健康志向が高まっている今、私たちの生活に最も大切な飲み水について調べてみましょう。おいしい水、安全な水とは...

15:30～17:30 大会議室(前) みんなで学ぼう!くらしの豆知識!! 大分県消費者問題研究会
お年寄りから若者までの消費者トラブル事例を寸劇やコントで紹介。金銭感覚や契約に関する知識を身につけよう!

15:30～17:30 大会議室(後) 女たちの地図帳 九州版 女性の地理学研究会
地図は見えないものを見せてくれます。女性の仕事とくらしについて、地図を通して考えてみませんか?

11/20(日)

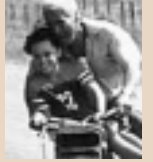
10:00~13:00	ワークショップ
12:00~13:00	ロビーコンサート(1階展示情報コーナー)
13:30~18:45	アイネス的映画講座
11:00~16:00	パソコン教室(2階OA研修室) デジカメ活用術、パソコンお悩み相談
10:00~16:00	フリーマーケット(1階展示情報コーナー) 衣類、雑貨、手づくり小物、産直野菜、とりめし、まんじゅう等

アイネス的映画講座

『クジラの島の少女』
13:30~18:45 2階大会議室

・映画上映(1回目)
13:30~15:30
・講義&トーク

15:30~16:50
ゲスト:衛藤賢史さん 海原みどりさん
・映画上映(2回目)
17:00~18:45



ワークショップ 11/20

10:00~12:00 小会議室1 メディアにみる「ジェンダー」 風-おおいた-
ニュース、CMをジェンダーの視点でみると、差別される女性、頑張らされている男性の姿が見えてきます。

10:00~12:00 小会議室2 パートナーシップを築くには 世界とつながる交流支援グループ「リンクプラネット」
各国からの留学生と一緒に『お互いを大切にコミュニケーション』について、学び合ってみませんか?

11:00~13:00 小会議室1 男女共同参画社会の中の男の役割、女の役割 NPO法人心の支援センター
男女共同参画社会における家庭内での男女関係に関する問題や課題を解決するため、参加者と意見交換しながらその糸口をさぐります。

11:00~13:00 小会議室2 おとこの子育て おとこの生活塾・大分
おとこの子育ての必要性と問題点を男性・女性の立場から考えましょう。

11/21(月)

9:30~16:00	Re・Be(リ・ビー)ワークセミナー
13:30~16:30	くらしの公開講座
10:00~12:00	講座実験室デモンストレーション

Re・Be(リ・ビー)ワークセミナー

9:30~16:00 2階大会議室ほか
再就職を希望している方を対象に、再就職の準備に必要な基礎知識を学ぶ講座
・自分の能力を活かして次のステップへ!
(独)雇用・能力開発機構大分センター
・人間関係に役立つやさしい心理学
心理セラピスト 浮木智子さん
・新しい自分を見つめ直す心地よいメイク
ビタミン・メイク主宰 林千佳子さん
主催(財)21世紀職業財団大分事務所

講座実験室 デモンストレーション

~ビタミンC・Eのちから~

10:00~12:00

1階講座実験室

野菜に含まれるビタミンCやEの検出
主催 ひびき会

くらしの公開講座

~あなたにも事故は起こる!?~

13:30~16:30 2階大会議室

・講義 『消費生活用製品の誤使用事故と防止策』
・講義 『消費生活用製品に付されている表示について』
共催(独)製品評価技術基盤機構



企画・展示 11/19(土)~11/21(月)

企画資料展(2階ホワイエ) アイネス各種相談窓口の紹介
団体・グループの活動パネル展
ほんとうのマザー・テレサ写真展(2階アイネスルーム) インドを拠点に困窮者の救済活動に生涯を捧げたマザー・テレサの素顔をご覧ください。(協力/シネマ5)

団体・グループの活動パネル展

(社)大分県地域婦人団体連合会
大分県交通安全母の会
大分県生活学校運動推進協議会
豊の船・別府の会
大分県地球温暖化防止活動推進センター「ななぐらす」

各講座・イベントは参加無料です。
フェスタ期間中、託児サービス(1才~未就学児)を行います。
希望される方は事前にお申し込みください。
フェスタ期間中、一般来場者用として無料のフェスタ期間中の臨時駐車場(約70台収容)を用意しています。
(満車で利用できない場合はあらかじめご了承ください。)



～ 消費者相談におけるあっせんに当たっての視点 ～



弁護士 麻生 昭一

2 契約拘束力の否定

(2) 契約の無効、取消、解除

次に契約が不成立ならば何も効果は発生しないので、良い訳ですけれども、契約は成立してしまっているとなつた場合にごうやってその契約の拘束力から免れていくかということ、無効と取り消しと解除という法律の仕組みがあるということです。無効というのは契約は成立しているけれどもその契約自体に効力はありませんよと、契約は成立要件から入って次に有効要件というのがあつたわけです。

有効な契約だということになつたとき、じゃあどうしたらいいか、何か粗を探して取り消すなり解除をする。取り消しと解除はどう違うのかと言う話をしてあまり益のない事なので皆さんはあまり気にしないでいいと思います。取り消しが出来る場合は取り消しうると条文に書いてありますし、解除は一般的に債務不履行があれば解除できます。一般的に債務不履行があればと急にいつても何の話かなと思うと思います。要するに契約すればさっき言った通り債権が発生し債務が発生する。言い方を変えれば権利が発生し義務が発生する。義務の方を契約上は債務といいます。不履行というのはあまり履行するということとは最近使わなくなったのですが、履行しないから不履行です。

債務不履行の場合、履行不能の場合がはっきりすれば直ちに契約解除が出来るし、履行が遅れているという場合は催告のうえ解除するということです。よく賃貸者契約で店子が1年も2年も家賃を払わない、どうしたらよいかと言えば催告の上解除する。1週間以内に2年分溜めた分を払えと、払わない時は解除します。払える訳がないですね。それでも一応催告はするという事です。

無効と言う場合にはどういう場合があるかということ、ここには民法と消費者契約法と書いてあります。

民法90条というのが契約の無効の頭に書いてありますが、これは公序良俗違反だから契約は無効であると。要するに事業者側が暴利を貪るような契約じゃないかと。公序良俗とは公の秩序、善良な風俗の略です。これに違反すればそういう契約に拘束力を持たせるのは誤っておりますから、民法90条で公序良俗に反

すれば無効であると定めております。しかし何が公序良俗違反かというのは難しいのですよ。大概請求される側はこんなのは公序良俗に反すると苦し紛れに最後に言葉なのです。それを簡単に認めていると法秩序が安定しなくなります。法律に基づく予見可能性というのが無くなるわけです。だから公序良俗違反で無効になるというのはかなり悪質な場合であるというふうに考えてもらっていいと思います。

次に、民法91条、取締法規違反の契約は無効かという問題です。取締法規というのは行政の目的によって色んな定めがされておるわけですが、じゃあそれに違反したら直ちに無効かということ、これはですね取締法規違反、イコール無効ではありません。取締法規の内容を見てですね、ケースバイケース、最終的には裁判所がこの取締法規違反の契約は別に公序良俗違反とまではいえないから有効であるとか、この取締法規に違反するこの契約は公序良俗に違反するから無効だとか、そういうふうに振り分けております。ここに書いてるのは取締法規違反だからあんな無効よ、など簡単に言えないから書いてあるんですけれど、ちょっと注意が必要かなと思います。

その後、錯誤無効と書いてありますね。錯誤という言葉も最近あまり使われてないかもしれませんがね。錯覚の錯に誤認の誤です。錯覚してあやまって契約したという場合です。民法では95条の中に法律行為の要素に錯誤があつた場合、契約は無効だと書いてあります。ただ、消費者に重大な過失がある場合は自ら無効の主張することを得ずなど色々書いてあるのでややこしいのですが、本来間違つた、勘違いをした、本当に分かつていたらこんな契約はしなかつた、と言う場合に拘束力を認めるというのはちょっとおかしいんじゃないかということです。

ただあまりに勝手にいい加減に間違えたくせに「ああ、あれは錯誤で無効だよ」というのもけしからんから、そういう場合は無効主張は出来ませんよと、ケースバイケースになります。

で次に、消費者契約法第8条から10条による、不当条項の無効。8条から10条にどんなことが書いてあるかということ、消費者と事業者が契約した場合に事業者側の損害賠償責任を免除するというような勝手な規定、あるいは損害賠償の予定を定める規定、解除をしたならその代わりペナルティは大きいですよみたいな規定、

あるいは消費者の利益を一方的に害する条項、こういうのは無効であると消費者契約法がいつてくれているわけです。これが今までの民法では簡単に対応できなかった部分を作ってあげようということでもあります。

契約の取消...未成年者のした契約は取消すことを得る。未成年者とは何歳かという、二十歳未満です。でもだれでもかれでも二十歳未満はみな未成年で契約が取消せるかという婚姻してしまつと成人として扱われるのです。だから十八歳で結婚してしまつと、もうその人は大人なのです。更に驚いたことに、天皇と皇太子と皇太孫は成人年齢が満十八歳なのです。これは皇室典範に書いてあります。われわれに一切適応の無い法律です。

さて、その次、詐欺・強迫による取消。これはやっぱり当然ですよ。騙されていたのに契約に拘束されるというのはおかしいですよ。だから騙されていたのが判れば、契約を取消していいですよ。取消せばさかのぼって契約は無効になるということです。

強迫による取消、これも強迫されて判子を押し、OKを言ったのにその契約に拘束されるのもおかしいですよ。騙された場合、強迫された場合にはあとで取消せます。ただ詐欺は刑法の詐欺罪と字は一緒ですが、強迫と言う字は刑法と違うのです。刑法は脅迫です。だから多少強迫のレベルが違うんじゃないかと思ひます。

それから特別法上の取消というのがあります。特商法の第9条の2や消費者契約法第4条、に書かれています。

特商法第9条の2には何が書いてあるかという、嘘を告げられた場合は、嘘を告げられて誤認してしまった場合は取消していいよ、告げられるべき事実を告げられなかった場合も取消していいよ。消費者契約法はやっぱり同じ様に嘘を告げられて誤った判断をしたとか、危険があるのに絶対儲かります損は絶対ありませんよ、1年で元は絶対取り戻せますよみたいな、断定的判断の提供で誤認した。絶対儲かるんだと思わせた。あと不利益事実の不告知による誤認とか、こういったことが取消し得る原因として挙げられております。

契約の解除。債務不履行解除というのはさきほど話した通りでございます。契約したのに、一方が契約を守らない、催告して催告期間内に約束が果たされないときは、契約を解除していいと書いてあります。

合意解除というのは、解除権というのではなくて合意解除という一種の契約なのです。契約でご破算にしましょうねという合意をするわけです。

特別法上の解除、皆さん耳にタコが出来くるくらいに聞かれています。クーリングオフですね。クーリングオフ解除というのは何が優れているかという、普通解除するには、先程言ったとおり債務不履行、つまり相手方に責任がないといけないのですが、クーリングオフは無理由解除と言われております。

理由はなくてもいいのです。相手が契約を履行しないから僕は解除するのだよと言う必要はないのです。契約したけれど、8日過ぎてないから解除するわでいいのです。但し、書面によってやってくださいということになっています。

中途解約権の行使、これも認められています。契約しておきながら途中で気に食わないからいらぬわというのは勝手な話なのですが、それを認めてあげましょうということでもあります。よくエステとか、外国語教室とかでトラブルがあります。自分が勉強しないのが悪いのにわからないからやめろという勝手な話、こんなことが許されて良い筈はないんですけどそれを認めてあげるといふことです。

3 履行義務の調整

(1) 信義則、契約条項(約款)規制

履行義務の調整。よく使われるのが信義則、これはよく解りますね。信義則というのは、「信義誠実の原則」を省略して「信義則」と言っているのです。確かにあなたには契約上そういう権利はあると、しかし、どう見てもこれを請求するのは信義則上行き過ぎではないかと、こういう言われかたをします。請求権を否定したり、請求を減縮したり、義務調整をしたりする場面で、信義則はよく使われるけれども、これをあまり使うと法律はいらなくなるわけです。すべて信義則に基づいて判断しようということになったら、契約していいものかどうかかわらなくなるわけです。だから、最後の最後にどうしてもという時に使われます。

約款に関する規制、これはですね、皆さん生命保険とか、自動車の任意保険とかあらゆる保険に入っていると思ひますけれども、あとで契約書と一緒に送られてくる、顕微鏡で見ないと見えないような字で書いた約款がドサツと送られてくると思ひます。あれを読んでいる人は一人もおらんと思ひます。ところがいざ誰かが死んだ、保険金を払えとなつたら、約款に基づきあなたには請求権がありませんとか、すぐ言われます。じゃあ、今まで払った保険料はなんなのかといつたら、それはあなたが悪いのだみたいな切り返しになってしまうのです。なんであんな約款がまかり通るかという、あの約款自体を否定してしまうと世の中成り立たないわけです。読んで理解できるようには絶対書いてないのですけれども、内容はそこそこ吟味されている訳です。それでもやっぱり不都合が発生する。最終的に裁判にまで持ち込まれたケースでは、信義則を用いて金額を調整したり、あるいは約款の条項をかなり無理して解釈して、消費者側である契約者側を勝たせています。

ということで消費者は今の日本ではかなり厚く保護されています。消費者が泣き寝入りをする時代ではないのです。これから皆さんが相談を受けられたとき、決して諦めずによくよく考えてください。

男女共同 参画の ひろば

「少子化と男女共同参画」 ～少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際

政府の「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」から、「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」が平成17年9月に出されました。この報告書では、OECD加盟国24か国 - GDP（国内総生産）が1人当たり1万ドル（日本円で約114万円）以上 - における、1970年から2000年まで30年間の女性の労働力率と、出生率に影響する社会環境が分析されています。

これらの国では、2000年の女性の労働力率（15～64歳）と合計特殊出生率は、労働力率の高い国ほど出生率が高いという正の関係にあります。しかし、1970年には、労働力率の高い国ほど出生率が低いという負の関係にあり、80年代半ばを境に関係が変化しています。このことから、労働力率と出生率は、どちらかが上がれば他方も上がるというような固定的な関係にあるのではなく、両者に関係

表1 合計特殊出生率の推移と合計特殊出生率・女性労働力率の水準によるOECD加盟24か国の類型化

類型	合計特殊出生率の動向		女性労働力率の動向	国名	合計特殊出生率	女性労働力率
	1980～2000年の変化	2000年の水準	2000年の水準		2000年の値(%)	2000年の値(%)
タイプA	合計特殊出生率が増加	合計特殊出生率(2000)が1.63以上(1.63:24か国の平均)	女性労働力率(2000)が63.5%以上(63.5%:24か国の平均)	アメリカ	2.06	70.8
				ノルウェー	1.85	76.5
				デンマーク	1.77	75.8
				フィンランド	1.73	72.0
				オランダ	1.72	65.4
タイプB	合計特殊出生率の減少率が20%未満(20%:18か国の平均)	合計特殊出生率(2000)が1.63未満	女性労働力率(2000)が63.5%未満	ルクセンブルク	1.76	52.1
				アイスランド	2.08	84.9
				ニュージーランド	2.00	66.8
				オーストラリア	1.75	65.6
				フランス	1.88	61.6
				ベルギー	1.66	56.4
				イギリス	1.64	54.9
				スウェーデン	1.54	75.5
				スイス	1.50	71.6
				カナダ	1.49	70.5
タイプC	合計特殊出生率の減少率が20%以上	合計特殊出生率(2000)が1.63未満	女性労働力率(2000)が63.5%未満	ドイツ	1.38	63.0
				オーストリア	1.36	61.8
				アイルランド	1.90	56.0
				ポルトガル	1.55	63.7
				韓国	1.47	51.8
				日本	1.36	59.6
				ギリシャ	1.27	49.7
				スペイン	1.24	51.8
				イタリア	1.24	46.3

(注) Recent Developments in Europe 2004、日本：人口動態統計、2000、Australian Bureau of Statistics、2000、Statistics Canada、韓国Annual report on the Vital Statistics、2001、Statistics New Zealand、U.S.Department of Health and Human Services.ILO Year Book of Labour Statisticsより作成。

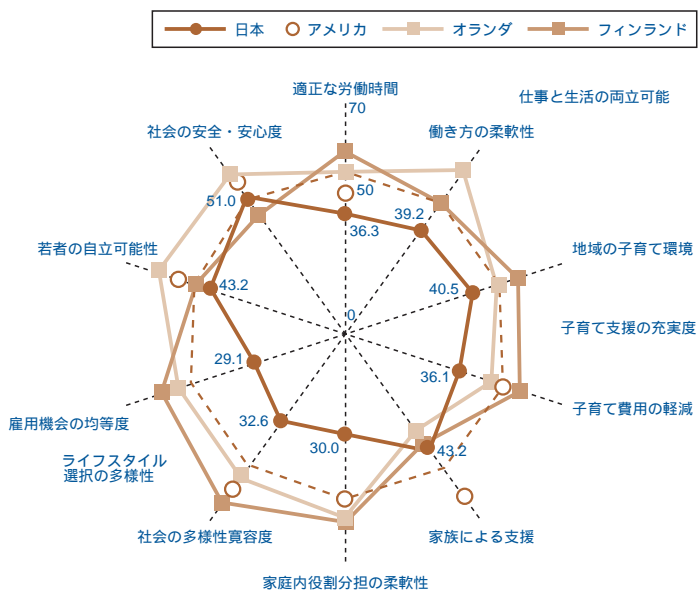
表1は、OECD加盟24か国を、出生率の過去20年間の推移と2000年の水準で類型化したものです。日本は、韓国や南欧諸国と一緒に、合計特殊出生率の低下率が大きいタイプ(表中C2)に分類されており、また、社会環境指標(図1)でみた場合、「社会の安全・安心度」を除くすべての分野において24か国の平均を下回っています。特に、働き方の柔軟性、労働時間からなる「仕事と生活の両立可能」と、社会の多様性寛容度、家庭内役割分担の柔軟性、雇用機会の均等度からなる「ライフスタイル選択の多様性」において水準が低くなっています。

一方、過去20年間で出生率が上昇しているタイプ(表中A)に含まれているアメリカ、北欧諸国、オランダでは、働き方の柔軟性が高いことや地域の子育て環境が充実していることを含め、総合的にライフスタイルの多様な選択が可能な社会であることが共通しています。

しかし、これらの国の多くは1970年時点において女性労働力率が日本より低く、このことをみれば、「仕事と生活の両立可能」、「子育て支援の充実度」、「ライフスタイル選択の多様性」などは、もともとそれぞれの国に依存したもの

するような社会環境(施策、制度、価値観等)があり、この30年間にこれらに変化したと推測されます。

図1 日本とタイプA3か国(アメリカ・フィンランド・オランダ)の社会環境指標



数値は、日本のスコア。50は24か国平均。

比較報告より～

ではなく、女性の社会進出に伴い、仕事と出産・子育てを両立しうよう、社会環境を整備してきた結果といえます。

日本においても、これらの国と比較し水準が低いとされる「働き方の柔軟性」や「家庭内役割分担の柔軟性」、「雇用機会の均等度」などが高められるような取組が必要です。また、「地域の子育て環境」や「子育て費用の軽減」など「子育て支援の充実度」を高めるような施策・制度をこれまで以上に促進していくことで、女性が働くことと子どもを産み育てることが両立しやすい社会へと構造転換していくことが期待されます。

*本報告書の全文と概要版は、内閣府男女共同参画局HP (<http://www.gender.go.jp>) からご覧になれます。



平成17年度おとなの学び講座公開講座

映画「ベアテの贈り物」(THE GIFT FROM BEATE)

と き 平成17年12月3日(土)

第1部：映画・講演(13:00～16:20)

映画上映:(13:00～14:30)

講演:(14:40～16:20)

演題:「男女共同参画社会」について考える

講師:中央学院大学法学部教授 大村芳昭さん

第2部：映画のみ(19:00～20:40)

と ころ アイネス2階大会議室

定 員 第1部、第2部ともに200名

参 加 費 無料

託 児 あり(無料/1歳～未就学児 要事前連絡)



日本国憲法に男女平等を書き込むことに尽力したベアテ・シロタ・ゴードン。

映画「ベアテの贈りもの」は、彼女が書いた男女平等の条文を起点にして、戦後、日本の女性たちが今日までどのような、地道な歩みと活発な運動を展開してきたかを検証する、いわば映像による戦後女性史のひとつです。

参加の申込み、問合せは下記まで。

大分県地域婦人団体連合会

〒870-0037 大分市東春日町1-1大分ビル内

TEL: 097-534-0015 FAX: 097-534-0018

E-mail: oitakentihuren@m7.dion.ne.jp

「大分県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画素案」に対する意見募集

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の妨げとなっています。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる「DV防止法」が制定されて以来、国や地方公共団体では、配偶者からの暴力を防止し、被害者を支援するための様々な施策を行ってきました。

今年度、県では、県民やNPO等民間団体、市町村等関係行政機関と一体となって、配偶者からの暴力のない社会をめざした施策を総合的・計画的に推進するための基本計画を策定します。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、県民の皆様からのご意見を募集します。意見募集の期間は、10月28日（金）から11月28日（月）までの間です。

詳しくは、県庁ホームページ（項目：パブリックコメント）をご覧ください。県民生活・男女共同参画課参画推進班までお問い合わせください。

お問い合わせ：県民生活・男女共同参画課 参画推進班 TEL097-536-1111 内線3048

平成17年度「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン

夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、男女平等を妨げる一つの要因です。国では、毎年、11月12日から25日までの間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、期間中、女性に対する暴力をなくすための社会の意識啓発などの取組を行っています。

大分県でも、この運動の一環として、大分市をはじめとする下記の場所で、街頭キャンペーンを実施し、女性に対する暴力の相談窓口カード、パンフレット等を配布します。

街頭キャンペーン実施場所

大分市	日時	11月12日（土）13：00～
	場所	トキ八わさだタウン、ジャスコ高城店
別府市	日時	11月13日（日）9：30～
	場所	別府公園（福祉まつり会場）
日田市	日時	11月20日（日）13：40～
	場所	道の駅水辺の郷おおやま 他
中津市	日時	11月23日（水）13：30～
	場所	イオン三光ショッピングセンター



大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

〒870-0037 大分市東春日町1-1(NS大分ビル内) TEL：097-534-4034(代表) FAX：097-534-0684
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> Eメール a13040@pref.oita.lg.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています